

**印西市、印旛郡印旛村及び同郡本埜村の廃置分合に伴う地域審議会の
設置に関する協議書**

平成２２年３月２３日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村を廃し、その区域を印西市に編入することに伴う地域審議会の設置について、市町村の合併の特例等に関する法律（平成１６年法律第５９号）第２２条第１項及び第２項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第１条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成１６年法律第５９号）第２２条第１項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名 称	設置区域
印旛地区地域審議会	合併前の印旛村の区域
本埜地区地域審議会	合併前の本埜村の区域

（設置期間）

第２条 審議会の設置期間は、合併の日から平成３２年３月３１日までとする。

（所掌事務）

第３条 審議会は当該区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該区域に係る次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- （１） 新市基本計画の変更に関する事項
- （２） 新市基本計画の執行状況に関する事項
- （３） 新市総合計画の策定及び変更に関する事項
- （４） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２ 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第４条 審議会は、委員１０人以内をもって組織する。

（委員）

第５条 委員は、当該区域に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （１） 公共的団体等を代表する者
- （２） 学識経験を有する者
- （３） 公募により選任された者

（任期）

第６条 委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合に就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- ２ 委員は、再任することができる。
- ３ 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

（会長及び副会長）

第７条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- ２ 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- ３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、委員の 4 分の 1 以上から会議の開催の要求があるときは、会議を開催しなければならない。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

7 会議は、原則公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画担当の部署において処理する。

(補則)

第 10 条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

1 この協議は、合併の日から施行する。

2 この協議の施行後、第 5 条の規定に基づいて、最初に委嘱される委員の任期は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。